

税の申告はお済みですか？

「市民税・都民税」の申告書は「市役所」へ、「所得税」の確定申告書は「東村山税務署」へ、いずれも3月15日（金）までに提出してください（土曜・日曜日はお休みです）。なお、所得税の確定申告は、提出するだけのものや簡易なものであれば市役所でも受け付けられます。

「市民税・都民税」の申告書は「市役所」へ、「所得税」の確定申告書は「東村山税務署」へ、いずれも3月15日（金）までに提出してください（土曜・日曜日はお休みです）。なお、所得税の確定申告は、提出するだけのものや簡易なものであれば市役所でも受け付けられます。

市民税・都民税の申告と相談は 課税課市民税係（市役所2階）へ ☎470・7777（内線23333～2337）

夜間申告窓口を開設します 3月11日（月）に、夜間申告窓口を開設します。時間は左表をご覧ください。なお、夜間申告窓口では、電話相談および証明書の発行は行いません。

市民税・都民税の申告が必要な方

（1）31年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入があった方 （2）給与所得者で、次の①

Table with columns: 会場 (市役所2階 204・205会議室), 日程 (3月1日(金)~15日(金)), 受付時間 (申告書作成に補助が必要な方=午前8時半~午後4時, 提出のみの方=午前8時半~5時)

市役所の申告受け付けの混雑予想

Calendar showing expected congestion levels (混雑予想) for tax filing from March 1st to 15th. Legend: ●●● = 大変混雑します, ●● = 混雑します, ● = 比較的すいています.

（3）のいずれかに該当する方 ①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方 ②30年中に退職し、31年1月1日現在就職していない方 ③給与のほかに地代、家賃、原稿料、年金、配当などの所得があつた方（所得税では、済みの方）

市民税・都民税の申告が必要な方

（1）前記「申告が必要な方」に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方 （2）給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方

給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方は確定申告をする必要はありませんが、市民税・都民税では、申告をする必要があります。 （3）31年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方 ※確定申告が不要な方（例） 公的年金などの収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方でも、市民税・都民税の申告が必要な場合があります。

（3）同居の方で税法上の扶養になつていない方 ※合計所得金額が1000万円を超えている方の配偶者は申告が必要な場合があります。 （4）30年中から継続して生活保護制度のうち、生活扶助を受けている方

前年中に収入がなかった方も市民税・都民税の申告をお願いします。 前年（30年）中に、病気・失業・学生などの理由で収入がなかった方も、申告書を提出することにより、国民健康保険税の算定や非課税証明書発行などの資料になります。

東村山税務署での所得税の確定申告 確定申告書は税務署に郵送で提出できます。 東村山税務署 ☎189-8555、東村山市本町1-20-22 には、確定申告書を郵送でも受け付けています。

市民税・都民税の申告書が届かない方へ

申告書は、昨年申告をした方に郵送しましたが、該当する方へ届かない方は、課税課市民税係へご連絡ください。なお、申告書などは、上の原ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センター、わくわく健康プラザでも配布しています。

（1）提出のみの方 内容が記入されていて、お預かりするだけのもの （2）簡易な申告の方 確定申告書A様式の範囲の方（A様式の範囲でも雑損控除・住宅ローン控除1年目の方などは受け付けできません）

確定申告書作成コーナー (https://www.uratago.jp/fet-suzuki/shinkoku/shotoku/kakutei.htm) で申告書を作成し、印刷してそのまま税務署に提出することができます。 詳細は同庁ホームページをご覧ください。

申告を行う際の注意事項

「控え」が必要な方へ

市民税・都民税申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、控えに住所、氏名などを黒ボールペンで記入の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

また、確定申告する方で、医療費の領収書の返却を希望する方も「医療費の領収書返却希望」と記入したメモと、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

相談に来られる方へ

申告期間中は混雑するため、お待ちいただく場合があります。 ※申告期間中は、市役所、税務署のいずれも電話がつながりにくくなる場合がありますので、ご了承ください。また、車での来場はご遠慮ください。

軽自動車税の申告(手続き)は3月中に手続きを

軽自動車税の申告(手続き)は3月中に手続きを

軽自動車税は、4月1日現在、バイクや軽自動車などの所有者に課税されます。使用していても所有している方、廃車や所有者の変更の手続きをしていない方は、4月1日（月）までに、取扱窓口で廃車または所有者変更の手続きをしてください。

軽自動車税の申告(手続き)は3月中に手続きを... 軽自動車税の申告(手続き)は3月中に手続きを... 軽自動車税の申告(手続き)は3月中に手続きを...

Table with columns: 軽自動車などの申告(手続き)場所, 車両の種類, 申告(手続き)場所. Includes categories like 原動機付自転車, 小型特殊自動車, 軽自動車, 二輪の小型自動車.